

# **三島市いじめの防止等のための基本的な方針**

**平成 26 年 8 月**

**三島市・三島市教育委員会**

**(改訂 令和 7 年 4 月)**

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。

平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が成立し、それを受け、国や県では「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、社会総がかりでいじめの問題に対峙するよう基本的理念や体制を整備しました。しかしながら、法の施行から 10 年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、国は、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。

本市においては、このたびの改訂を受け、三島市いじめ問題対策委員会条例の改正を図るとともに、平成 26 年 8 月に策定した「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」に反映することとしました。

三島市教育委員会では、これまでにも各学校がいじめ問題に対して、

- ・「いじめは人間として絶対許されないこと」
- ・「早期発見、早期対応に努め、いじめと向き合い解決に向けて最善の努力をすること」
- ・「いじめ発見時は、学校全体で組織的に対応すること」

を柱に、いじめ問題に取り組んできました。

引き続き、児童生徒の尊厳を保持するため、国・地方公共団体・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進します。また、各学校は、実情に応じ「学校いじめ防止等の基本方針」を児童生徒や保護者、地域の方々とともに策定し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、いじめ問題に取り組んでいきます。

令和 7 年 4 月 三島市・三島市教育委員会

## 目次

### はじめに

### 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義 .....	1
2 基本的な考え方 .....	1
(1) いじめの未然防止 .....	2
(2) いじめの早期発見・早期対応 .....	2
(3) 関係機関等との連携 .....	3

### 第2 いじめの防止等のための対策

1 三島市・三島市教育委員会が実施すること .....	3
(1) 基本方針の策定 .....	3
(2) 組織の設置 .....	3
(3) いじめの防止等のための対策 .....	4
2 学校が実施すべきこと .....	5
(1) 基本方針の策定 .....	5
(2) 組織の設置 .....	6
(3) いじめの防止等のための対策 .....	6
3 いじめ防止対策の点検・見直し .....	8
4 重大事態への対処 .....	8
(1) 重大事態の定義 .....	8
(2) 重大事態の判断 .....	8
(3) 重大事態の報告 .....	9
(4) 調査の趣旨及び調査主体 .....	9
(5) 調査を行うための組織 .....	9
(6) 調査実施前の事前説明 .....	9
(7) 事実関係を明確にするための調査の実施 .....	9
(8) 調査結果の提供及び報告 .....	10
(9) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 .....	10
(10) 重大事態対応フロー図 .....	11

## 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・携帯電話・スマートフォンやパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等のための組織（いじめ問題対策委員会等）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

### 2 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

## (1) いじめの未然防止

健やかでたくましい心を育むために、深い子どもも理解が大切です。家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、子どもの心情を共感的に受け止め、子どもとの関わりや対話を大切にし、信頼関係を築くことが必要です。

- ・家庭では、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
- ・地域では、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
- ・学校では、子ども同士が互いに尊重し、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。また、道徳や学級活動の時間等を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していく集団を育てていくことが重要です。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

### ア 早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

- ・家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
- ・地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、速やかに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
- ・学校では、いじめを報告しやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、速やかにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

### イ 早期対応 ーいじめを受けた子どもの立場に立って組織的にー

- ・いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。
- ・いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応することが重要です。
- ・状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

### (3) 関係機関との連携 ー専門家とつながるー

いじめの問題に、家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかつたり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合は、以下のような関係機関との適切な連携が大切であり、必要となります。

- ・学校、警察及び児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 三島市・三島市教育委員会が実施すること

三島市・三島市教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、小学校及び中学校（以下「学校」という）におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが疑われる事態が発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導及び支援を行います。

#### (1) 基本方針の策定

三島市・三島市教育委員会は、「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した本市の基本方針については、適宜見直すなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じます。また、学校における基本方針について策定状況を確認します。

#### (2) 組織の設置

##### ア 三島市いじめ問題対策連絡協議会（「三島市いじめ問題対策連絡協議会条例」による）

三島市・三島市教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、三島市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。学校、市教育委員会、東部児童相談所、三島警察署、市こども家庭センター、市青少年相談室、その他の関係者で構成し、学校におけるいじめの防止等に活用します。

##### イ 教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」（「三島市いじめ問題対策委員会条例」による）

三島市教育委員会は、三島市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「三島市いじめ問題対策委員会」を設置し、以下に示す機能を持つこととします。

- ・三島市教育委員会の諮問に応じ、調査研究等、有効な対策を検討し、意見を答申します。
- ・学校におけるいじめの通報や相談、重大事態の発生を受け、第三者的立場から対処します。

### (3) いじめの防止等のための対策

三島市教育委員会は、次の取組をします。

#### ア いじめの未然防止

##### (ア) 思いやりの心を育むための道徳教育等を推進

- ・道徳や学級活動の時間に、児童生徒がいじめについて考え方を設定するよう推進し、人の心の痛みをわかろうとする思いやりや正しい判断力を持ち、その思いに沿った行動ができる子の育成を目指します。

##### (イ) 教職員の資質向上、外部人材への協力依頼

- ・教職員を対象とした研修等で事例検討等を行いながら、法の理解を促すよう努めます。
- ・「三島市いじめ問題対策連絡協議会」等において、心理、福祉の専門家を活用した研修や、いじめ対応マニュアルを使った研修を推進するなど、教職員の資質向上に取り組みます。
- ・インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進します。
- ・心理、福祉の専門家等、教育相談に応じる者や、教員経験者、警察官経験者などの外部人材に協力を求めます。

##### (ウ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- ・いじめ防止対策の状況把握、子どもへの適切な指導助言や保護者への啓発の在り方等の調査研究・検証を推進し、成果の普及を図ります。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度等について、必要な啓発活動を行います。
- ・保護者が責任を持って子どもの規範意識を養うための指導等を行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭を支援します。

#### (エ) 学校運営の改善への支援

- ・教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。
- ・学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を実施し、各校のいじめ問題への対応を点検し、検証・見直しを図ります。

#### イ いじめの早期発見・早期対応

##### (ア) いじめを積極的に認知します。

- ・「いじめはどこの学校でもどの子にも起こり得る」という認識を持ち、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、日頃から子どもの発する小さなサインを見逃すことのないよう、積極的にいじめを認知することを促進します。

#### (イ) 早期発見・早期対応のための体制整備

- ・いじめに関する相談や通報を受ける「三島市いじめ電話相談コーナー」や、1人1台のタブレット端末から学校へ投稿可能な「心の相談フォーム」等、体制を整備します。
- ・いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の協力体制を構築し、連携して対応します。

#### (ウ) いじめの報告を受けた際の措置

- ・学校からいじめの事実について報告を受けたときは、実態に応じて学校に対する支援や指示を行い、必要と認めた場合は自ら調査を実施します。

### (イ) 「三島市立小・中学校出席停止の命令の手続に関する規則」の適切な運用

- ・三島市教育委員会は、必要に応じて、同規則の適切な運用を図ります。

## ウ 関係機関等との連携

#### (ア) 関係機関との連携強化

- ・定期的に「三島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、学校と三島警察署、東部児童相談所等の関係機関との連携強化に努めます。特に、いじめが犯罪行為であると認めるときは、速やかに三島警察署と連携します。

#### (イ) 家庭・地域との連携を深める取組の推進

- ・「学校いじめの防止等のための基本的な方針」を児童生徒や保護者、地域の方々とともに見直しを図ることや、授業参観日や学校公開日に道徳等を公開すること等を推進し、家庭・地域との連携を深めます。

## 2 学校が実施すべきこと

学校は、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、三島市教育委員会と連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

#### (1) 基本方針の策定

学校は、国及び静岡県、三島市のいじめ防止基本方針を参考にして、各校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、学校運営協議会、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を

充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しをします。

## (2) 組織の設置

学校は、いじめの防止等の中核となる常設の組織を置きます。

- ・構成員は、各校の管理職や主幹教諭、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭などです。必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家に協力を求めたりして対応することが求められます。
- ・教職員同士の日常的なつながり・協力体制を向上させるために、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を全教職員が経験できるような組織構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効です。
- ・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があります。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うことが求められます。その際、既存の組織を活用することも可能です。
- ・いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知する必要があります。

## (3) いじめの防止等のための対策

### ア いじめの未然防止

#### (7) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることや授業参観等での道徳授業公開に努めることが必要です。

#### (4) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論する機会を設け、日常的にいじめ防止のための活動を継続的に行うことが必要です。

#### (5) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対しては、常に子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが必要です。また、学校運営協議会、PTA活動、地域学校協働本部等、家庭や地域が関わる組織において、いじめの有無や実態、対策等について、話し合う場を設けることが大切です。

## (I) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に行う必要があります。

### イ いじめの早期発見・早期対応

#### (ア) 子どもの実態把握

- ・子どもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行う必要があります。

#### (イ) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子どもも、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められます。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る必要があります。

#### (ウ) 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければなりません。また、いじめが確認された場合には、三島市教育委員会に報告することが必要です。
- ・管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケース会議等を行い、組織的に対応方針を決定します。
- ・対応方針決定後は、組織を活用し、いじめの解消に向けて取り組むとともに、再発防止のため、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要があります。
- ・必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする必要があります。
- ・いじめを受けた子どもと行った子ども、双方の保護者と情報を共有し、いじめが円滑に解決するなど必要な措置をとることが求められます。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている必要があります。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被

害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要があります。

#### (I) 校長及び教員による学校教育法第11条に基づく懲戒

- ・校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

#### ウ 関係機関等との連携

- ・日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。
- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切です。

### 3 いじめ防止対策の点検・見直し

教育委員会・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

### 4 重大事態への対処

「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）により適切に対応します。

#### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言います。

- |  |
|--|
| ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）      |
| イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号） |

なお、児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意します。

#### (2) 重大事態の判断

重大事態の判断は、三島市教育委員会又は学校が行います。また、重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始します。

### (3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態（「疑い」を含む）に該当すると判断した場合には、学校は三島市教育委員会を通じて、その旨を三島市長に報告します。

### (4) 調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。重大事態の調査は、三島市教育委員会又は学校が行うものであり、どちらが主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、三島市教育委員会が行うものとします。また、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行います。

なお、重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことに留意します。

### (5) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として各学校におけるいじめ対策のための組織において、調査を実施します。この場合、三島市教育委員会は必要な指導及び支援を行います。

教育委員会が調査主体となる場合は、三島市いじめ問題対策委員会に部会を置いて調査にあたります。その際、公平性・中立性の確保に努めます。

### (6) 調査実施前の事前説明

三島市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、事前説明を行います。この説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることに努めます。また、関係児童生徒・保護者への説明も行います。

### (7) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

## (8) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供等

三島市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査により明らかになった事実関係について、説明をします。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。また、調査結果を踏まえて、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援や配慮を行っていきます。

### イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明等

三島市教育委員会又は学校は、いじめを行った児童生徒及びその保護者に、調査により明らかになった事実関係について説明し、個別に指導します。これらの情報提供に当たっては、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を踏まえたうえで説明を行います。

### ウ 調査結果の報告

三島市教育委員会は、調査の結果を三島市長に報告します。その際、いじめを受けた児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には、併せてその内容を説明します。

### エ 再発防止策の実施

重大事態の調査を通じて提言された再発防止策を実効性のあるものとするため、三島市いじめ問題対策委員会の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行っていきます。

## (9) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ア 三島市長による再調査

報告を受けた三島市長は、事態への対処や同種の事態の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について重ねて調査を行うことができます。

### イ 調査結果に対する措置

- ・三島市長は、調査を行った場合、その結果を議会に報告します。
- ・三島市長、三島市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

## (10) 重大事態フロー図（別添）

### 「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」策定経過

策定年月 平成 26 年 8 月

一部改訂 平成 30 年 6 月

一部改訂 令和 7 年 4 月

